

東京都内初 「ゾーン 30 プラス」を設定します ～ 墨田区 本所・石原地区における安全対策～

ゾーン 30 プラスとは、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度 30 km/h の区域規制「ゾーン 30」と、スラロームや狭さくといった「物理的デバイス」との適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域のことで、道路管理者と警察が連携しながら対策を進めています。

この度、本所・石原地区を、警視庁が実施する最高速度 30 km/h の区域規制と墨田区が整備する物理的デバイス（スラローム・狭さく）を組み合わせた「ゾーン 30 プラス」に設定します。

この取組は、**東京都内で初めての取組**となります。

なお、今後はビッグデータ等を活用し、「ゾーン 30 プラス」の効果検証を行う予定です。

【設定箇所】本所・石原地区

（住所：墨田区本所一・二丁目及び石原一・二丁目の各一部）



国土地理院の地理院地図に設定箇所等を追記して掲載



区域内写真（整備後）

区域内の規制開始に当たり、次の日時・場所で、警視庁及び墨田区が交通安全の啓発キャンペーンを実施します。

○日時：令和 5 年 3 月 24 日（金）11：30～12：30

○場所：物理的デバイス設置区間（墨田区本所二丁目 2 番先）

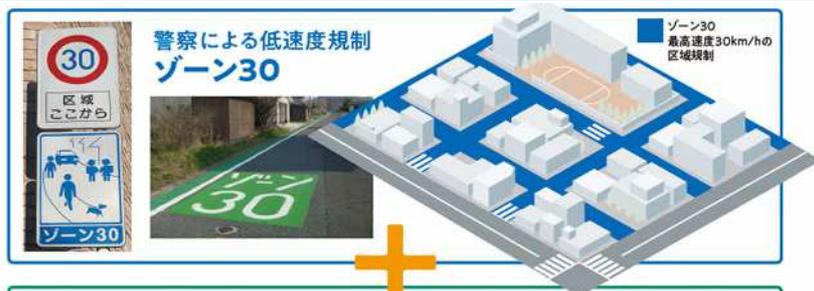
お問合せ先

○物理的デバイスについて	： 墨田区都市整備部道路公園課	03-5608-6661
○規制（ゾーン 30 全般）について	： 警視庁交通規制課	03-3581-4321(内 51610)
○規制（本件実施箇所）について	： 警視庁本所警察署交通規制係	03-5637-0110
○効果検証について	： 国土交通省東京国道事務所交通対策課	03-3512-9090(代表)

○ゾーン 30 プラスの設定箇所について



○ゾーン 30 プラスの対策内容について (参考)



○: 今回の主な対策内容

